



新春を歩こう

主な内容

- 引っ越しの時の各種届出 2～3
- 知的障害者授産施設・障害児通園ホームを整備 4
- 国民年金制度が変わります 5
- まちづくり情報BOX意見・要望と回答 6～9
- 教育委員会だより 10～11

(記事15P)

いよいよ引越しの季節です

届け出も忘れずに

いよいよ引越しの季節到来です。進学や就職、転勤などで、この時期、引越しを考えている方も多いのではないのでしょうか。転入や転出、転居等をされる場合は、必ず届け出をしてください。

転校するとき

● 町内の学校間での転校

住民課発行の「住民異動届」、転居前に在学していた学校の発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」を持って手続きをしてください。

● 町外への転校

担任の先生を通じて学校長に申し出て、「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」をもらって、転出先の市町村教育委員会で手続きをしてください。

● 町外からの転校

住民課発行の「住民異動届」と、転入前に在学していた学校が発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」を持って手続きをしてください。

手続き・問合せ先
教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 81-1871



●いろいろな届け出で込み合う役場窓口

進学するとき

進学のため、他の都道府県等に引っ越した場合、これらの学生の医療費は、扶養などが負担することになります。このため、国民健康保険では、このような学生に、親元と別の被保険者証が交付されます。

必要なもの

国民健康保険証・在学証明証又は学生証の写し

手続き先

民生部住民課住民係 ☎81-1824

問合せ先

民生部保健課国民健康保険係 ☎81-1836

水道の 閉栓手続きを忘れずに！

- 引っ越しの日が決まりましたら、前もって水道課へ閉栓の手続きをしてください。連絡の際は、住所、氏名、引っ越しの日時、引っ越し先をお知らせください。
- 引っ越しまでの水道料金（精算分）は、前回の検針日から引っ越しまでの使用量をもとに計算いたします。
- 連絡（閉栓の手続）をいただきませんと、水道を使用されていなくても、引き続き料金がかかってしまいますので、必ず水道課へご連絡をお願いいたします。

問合せ先 水道部水道課 ☎82-2260（直通）

届け出一覧表（手続き・問合せ先 民生部住民課住民係 ☎81-1824）

種 類	内容と届け出期間	必 要 な も の
転 入 届	・他の市町村から転入してきたとき ・転入した日から14日以内	・印鑑 ・前の市町村（前住所地）が発行した「転出証明書」 ・国民健康保険に加入していた方は、申し出てください ・国民年金手帳（加入者のみ） ・国民年金の受給者は住所変更届を社会保険事務所に提出してください（住民課に用紙があります） ・福祉年金証書（加入者のみ） ・母子健康手帳（該当者のみ） ・介護保険資格証明書（該当者のみ） ・児童手当所得証明書（前住所地に請求）を持参して福祉課で手続きをしてください（児童手当該当者のみ） ・妊産婦、乳幼児医療受給資格者証を持っていた方は、申し出てください
転 居 届	・壬生町内で住所を変更したとき ・転居した日から14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・福祉年金証書（加入者のみ） ・老人医療受給者証、老人健康手帳（該当者のみ） ・各種医療受給者証（該当者のみ）
転 出 届	・壬生町から他の市町村に転出するとき ・転出する日まで（転出予定日の14日前から）	・印鑑 ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・老人医療受給者証、老人健康手帳（該当者のみ） ・各種医療受給者証（該当者のみ） ・児童手当所得証明書を交付請求してください（児童手当該当者のみ） ・ナンバープレート （125cc以下の原動機付き自転車を所有している方）
世 帯 変 更	・世帯主の変更、世帯分離、合併など変更したとき ・変更した日から14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ）
その他の届け出	・住所の番地を間違えている、名前に濁音がある又は無いなどの場合は、訂正しますので届け出てください。	

知的障害者授産施設(通所) 障害児通園ホーム を整備

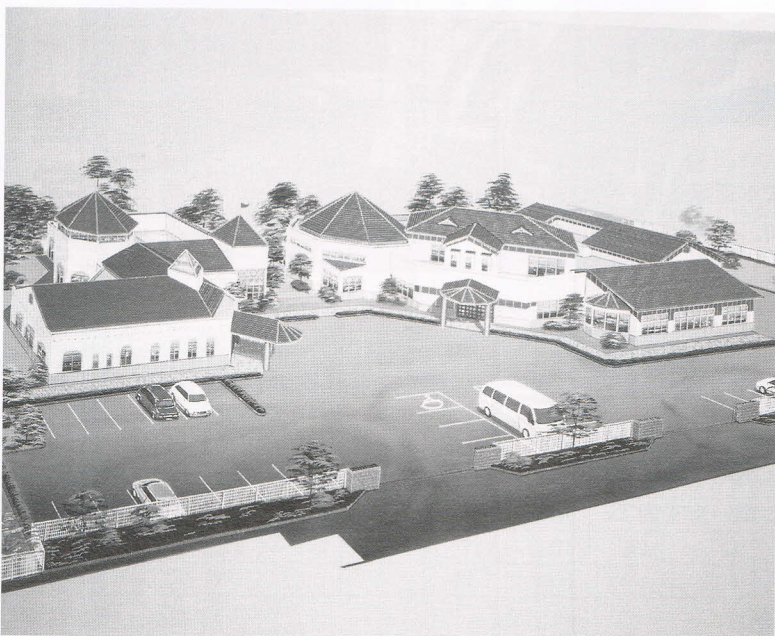
(平成15年4月開設予定)

本町では、このたび障害者が障害のない人と同じように、地域の中で地域の一員として生きがいを持って生活を送ることができるよう、療育・就労問題などの生活環境を整備するため、知的障害者授産施設及び障害児通園ホームを建設することになりました。

知的障害者授産施設につきましては、雇用されることが困難な障害者に必要な訓練を行い、かつ職業を与えることにより自活し、社会復帰を図るための施設です。また、障害児通園ホームは、障害のある児童を対象に家庭から通園して、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行う施設です。

計画では、国・県補助金・起債などを財源に、敷地面積約6,700㎡の町有地(壬生丁23番地3、陸作業所南側)に鉄骨2階建・延べ床面積約1,000㎡の授産施設と鉄骨平屋建・延べ床面積約500㎡の通園ホームを総工費約4億6千万円を投じて建設いたします。

この両施設は、平成15年4月開設を目指しており、将来的な障害者(児)福祉の拠点施設として整備するものです。



知的障害者授産施設及び障害児通園ホーム完成予想図

「いきいきサロン」で 生きがいがづくり うどん・そば打ち会開く



お年寄が集まって楽しくそば打ち

家に閉じこもりがちなお年寄りの方に趣味や運動、遊び等を通して、他の人と交流することで、生きがいを持つてもらおうと町が生きがい活動支援通所事業として、町社会福祉協議会に委託し実施している「いきいきサロン」が、老人憩いの家富士見荘で開催されています。

このサロンには、現在113人が登録されており、「富士見荘」と「ふれあい交流館」の2カ所で、習字や健康教室、ゲーム等の活動が行われています。

1月24日は、特に人気の高い「うどん・そば打ち会」が開かれ26人が参加、ベテランの指導のもと、それぞれうどん・そば打ちを体験、その後、できあがったもの

をみなさんで試食し、楽しく過ごしました。

また、参加者たちは、「ここに来てみんなとお話したり、活動したりするのが大変楽しい」と話していました。

※いきいきサロン

対象者 通所可能な概ね65歳以上の高齢者

利用日時 (祝日・年末・年始除く)
富士見荘 毎週火・木曜日
ふれあい交流館 毎週金曜日
10時～15時

利用料 1日100円

申込み・問合せ先

町福祉課高齢福祉係

☎81-1830

または

町社会福祉協議会

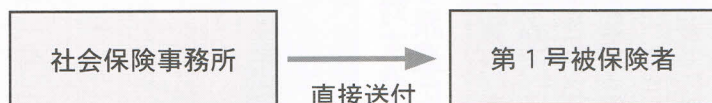
☎82-7899

保険料免除と事務見直し

平成14年4月から国民年金制度が変わります！

「国民年金法」の改正（一昨年3月）と「地方分権一括法」の施行（同4月）により、今年4月から国民年金の制度と事務の一部が変更されます。

1 保険料の納付書は社会保険事務所から送付されます



※毎年4月に社会保険事務所から第1号被保険者に1年分の納付書が送付されます。



2 保険料の納入場所が変わります

保険料取り扱い機関	①金融機関	④農業協同組合
	②郵便局	⑤労働金庫
	③社会保険事務所	⑥信用組合

※社会保険事務所の職員が訪問して領収することがあります。

※市町村では取扱いできません。

〔13年度分（13年4月～14年3月）保険料については、14年4月末日まで市町村において取扱いを行いません。〕

3 保険料免除制度が変わります

半額免除制度が導入され、現行の保険料免除基準が廃止されます。全額免除となるか半額免除となるかは、前年の所得に基づき判定されます。

※所得基準については、今後、政令で定められることになっています。

※届出先は従来どおり市役所・町村役場の国民年金係です。

4 第3号被保険者該当届が事業主経由になります

被保険者の申出により、事業主（配偶者が勤務する事業所の）が社会保険事務所に健康保険被扶養者異動届と第3号被保険者該当届（複写）を提出します。

後日、社会保険事務所から被保険者に第3号被保険者該当（非該当）通知書が送付されます。

問合せ先： 栃木社会保険事務所 国民年金業務課

☎22-6074・6075

「意見・要望等」にお答えします

～まちづくり情報Boxから～

町民の皆さんの意見や要望、提言を、今後のまちづくりに役立てるため、直接町へメッセージを送ることが出来る「まちづくり情報Box」事業を今年度も実施しました。

その結果、42人の方々から78件の意見や要望がありましたので、その一部と町の考え方について紹介します。

に乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療に努めることを目的に実施しているものです。壬生町では、平成8年度からそれまでの1歳未満児でありました対象者を3歳未満児までとし、平成12年度からは4歳未満児、さらに、今年度（平成13年度）からは6歳未満児までを対象とするように順次その対象年齢を拡大し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ってきました。しかし、本来の目的である疾病の早期発見・早期治療のためにはもちろん、もう一つの目的である少子化対策のためにも、対象を未就学児までにした方がよいというのが、ご要望の通りであり、現在平成14年度以降できるだけ早期の実施に向け検討を重ねております。

パソコンの利用について

Q I T講座が終了した後、町のパソコンはどうなるのか。有料でも良いので、自由にパソコンに触れることのできる施設をつくってもらえないか。せっかく購入したのだから、広く町民に利用させたいと思う

A I Tにつきましては、平成14年度も国の重点事業にも掲げられていますので、パソコンの研修の場として継続して運用いたします。また、自由にパソコンに触れることのできる施設につきましては、生涯学習館において、3日前までに利用申請をいただき、有料（午前8時30分～正午まで 800円、午後1時～5時まで 800円、午後5時～9時まで 1,200円）で利用できます。

ミニバスの運行について

Q 東雲公園やおもちゃ博物館に行く場合、車がなくては行くことができない。そこで、壬生、東雲公園、おもちゃのいずれかの経由で、土、日、祭日にミニバスを運行させることはできないか。多くの人に町に来てもらいたい町のPRを

子育てに対するホームヘルパー派遣について

Q 核家族化が進み、家庭内での問題が増えるなかで、子育てのサポートとして乳児のいる家庭へホームヘルパーを派遣する制度（例：千葉県我孫子市）などのサービスが充実すると子育てに対し自信がもてるようになり、魅力的な町になるのではないかな

A 核家族化の進行や出生率の低下・地域連帯感の希薄化などにより、育児に対する孤独感や不安が増大していることから、町では様々な子育て支援対策を行っております。保育園では、乳児保育・低年齢児保育や延長保育など、利用しやすい保育サービスの充実に努めるとともに第3子以降の保育料の無料化により子育ての経済的負担の軽減を図っております。また、

医療費の無料化について

Q 現在は、6歳未満まで医療費が無料となっているが、是非、未就学児までにしてほしい。

A 乳幼児医療費助成事業は、将来に重篤な障害等を残さないよう



I T講習会のようす

すべきではないか

A バス運行への需要は、全町的には少なく、町独自での運行取り組みにつきましても、人口や交通の集積が粗密で公共交通としての成立が難しいのが現状です。しかし、今後、このような意見に対し、常に耳を傾け、必要性の高まりが顕著に見受けられる際には、その経費等をも考慮した上で、検討していきたいと考えています。

道路の拡幅について

Q 県道上田・壬生線の壬生バイパスから福和田橋間が狭いので広げてほしい

A 県道上田・壬生線は、幅員も狭く、非常に危険であると認識しています。この区間については、壬生バイパスの利休庵さんのT字路から福和田橋方面に計画されている都市計画道路があり、このルートを現道の代替道路（バイパス）として整備する考えをもっています。町でもこの都市計画道路の整備を県に要望しているところです。

役場等の日曜営業について

Q 役場など公的機関が、日曜日にも月に1〜2度営業すると大変便利なので検討してほしい

A 平成元年4月から週休2日制が始まり、役場 出張所は土曜日・日曜日が休みとなっています。この間、平成7年7月3日から自動交付システムを導入し、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付について、自動交付機により土曜日・日曜日・祝日も取れるようになっていきます。また、平成12年10月2日から、宇都宮地区広域圏1市5町の市役所・町役場でも、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄本が取れるようになりました。提言のありました日曜日の営業については、まず、自動交付機の時間延長等を含めて検討して参りたいと考えております。

財政状況の公表について

Q 町の財政状況について、具体的に公表してほしい。

(例) 町税等の内訳、地域別税收支状況

A 財政状況の公表については、皆様に納めていただいた税金等が、どのような形で、どのような目的に使用されているかをお知らせす

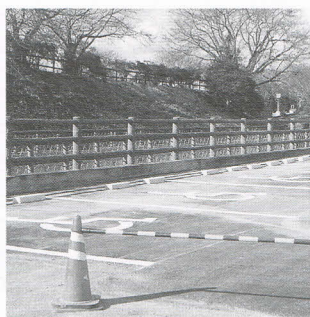


役場庁舎

固定資産税、都市計画税の見直しについて

Q 土地価格諸物価の低落が続いている状況のなか、評価額を減額し適正なものに見直してほしい

A 固定資産税等は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）自体の有する価値に着目し、その資産価値に応じて課税されるもので、当該固定資産の価値がその所有者に実質的にどれだけ帰属するかを問わず、所有という事実そのものに担税力を見いだすものでありますので、所有者が現在使用収益していない場合であっても、課税されるものです。価格の見直しについては、固定資産税等は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものですから、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになります。したが、物価の変動、資産状況の変化などの事情を考慮したり、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑える必要もあることなどから、土地と家屋については、原則として3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年ごとに



整備中の身障者用駐車場

身障者用駐車場の設置について

Q 中央公民館に椅子子の方用の駐車場をできれば別枠でつくってもらえないか。講演会やコンサートなどに参加したいが混雑を考えると出かけられません。

A 城址公園の駐車場は、混雑時に不足していることから、駐車場拡張工事を現在実施しており、この工事のなかでトイレ東側付近に身障者用の駐車場を整備しているところです。

介護老人ホームの設置について

Q 高齢化社会対応の一つとして、自分たちの住み慣れた場所に町営の介護老人ホームを建設してほしい。場所としては、黒川の桜が見える場所

A 本町には現在、社会福祉法人「栃の木会」が設置運営している「特別養護老人ホーム「しもつけ荘」及び老人保健施設「みなと荘」並びに痴呆性老人グループホーム「つらら」の三施設があります。

これらの施設は、老人福祉施設として獨協医科大学病院の西側に設置され、医療と福祉の隣接された理想的な場所となっています。町営の介護老人ホーム建設ですが、現在、国の方針が在宅介護に力を入れており、新設整備については、非常に限られた枠となっています。このような現状下では市町村が設置を希望しても許可されるのは、これら類似施設がない市町村が優先され、本町が設置を希望した場合でも、かなり将来的なことと思われるかもしれません。しかしながら、各施設の入所待ちの実態、さらには今後益々増加する高齢者に対して、決して今の施設で満足できる状況ではありませんし、一人暮らしの高

齢者や、夫婦のみの高齢者世帯等が安心して生活できる場の確保も必要となってくることから、町でも機会を見ながら国・県と調整を図って参りたいと考えています。また、住み慣れた黒川の桜が見える場所ということですが、候補地としては適地であると思います。老後は静かな環境豊かなところで暮らせるよう、町も努めて参りたいと思います。



特別養護老人ホーム しもつけ荘

諸届けの簡素化について

Q 難しい諸届けの書類は全廃して、簡単明瞭にし、誰でも記入できるようにするのが行政ではないか。

A 諸届けの書類は全廃して簡単

明瞭にし、誰でも記入できるようにすべきとのご意見であります。戸籍の窓口における各種届け書については、戸籍法等関連法並びに通達、準則等によりその様式が示されており、それに基づき提出することとされています。その他の証明書の請求書等については、逐次改正を行っています。また、これからの改正で参りたいと考えています。以上のことをご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

職員のリストラについて

Q 職員のリストラ（50%削減）を実施した方がよい。

A 一部職員の態度、行動に、不満を抱くようなことがありましたことに對しましては、深くおわび申し上げます。常日頃から職員に對しましては、研修の強化を図り、人材育成に努め、住民サービスに徹底するよう指導しているところですが、これからもさらに育成強化に力を注いで参りたいと考えています。全体の職員数については、近隣市町と比較しても決して多い方ではありませんが、人件費の抑制が行政に課せられた課題でもあり、計画的に削減に努めていると

ころです。

乳幼児医療費の申請について

Q 乳幼児医療費の用紙を医療機関に書いてもらうと1月分1枚200円支払わなければならない。ためて一度に出すと1,000円以上かかってしまう。医療費は戻るのがこの文書の費用はどうしてかかるのか。

A 町では、各種医療費助成事業（乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者）を実施し、保険診療の自己負担分を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図っています。保険診療証明費用について、町医師会に訪ねましたところ「証明書等の書料は医療法で規定されている厳しい法的責任が付託されており、単なる手間賃ではないことを理解していただきたい」との回答でした。料金については、「県医師会を経て、地区医師会（壬生町は下都賀郡市医師会）の委員会で検討し、町医師会に伝達されるもので、参考料金として各医師会員に協力を依頼する」とのことです。最終的には各医師会の判断によるものです。下都賀郡市医師会では、200円を参考料金としています。ご指摘の通り数ヶ

月ためると1,000円以上になることもありますし、場合によっては助成額が保険診療証明費用に満たないこともありますので、現在町では申請書用紙の保険診療証明欄を変更し、数ヶ月分まとめて記入できるようにすることを検討し、医師会との調整も行っています。

学童保育の充実について

Q 来春、小学校に入学する子供がおり、共働きの核家族のため、学童保育を希望しています。町にもいくつかの学童保育の施設がありますが、交通手段等不安な点もあります。学校の空き教室の利用や、放課後のクラブ活動など、学校内で時間を過ごすことができれば安心なのですが…。子供を育てながら安心して働くことができるまちづくり、地域に密着した小学校を期待しています。

A 町では、子育てと仕事の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校低学年の子どもを主な対象とした放課後健全育成事業（学童保育）を町内4箇所の放課後児童クラブに委託して実施しています。なお、平成12年12月に町内の全小学校1年生から3年生までの保護

者を対象とし、放課後児童に関するアンケート調査を行い学童保育の要望等を把握していますので、学校の余裕教室等を活用した学童保育の実施等を含め、今後も引き続き放課後児童対策の充実に努めてまいります。



放課後児童対策の充実（保育指導員の送迎）

公民館の設置について

Q 私の住んでいる自治会（安塚）には、公民館がないので、公民館を設置してほしい。

A 安塚地区には、町立の公民館は南犬飼地区公民館がありますが、ご要望の公民館は自治公民館と推察します。町には、自治公民館建設の円滑な推進を図ることを目的に自治会が建設する公民館に建設

費の一部を補助する制度があります。すでに、町内には、類似施設も含め、現在47館あり、それぞれの地域に即したさまざまな活動をしております。なお、自治公民館建設に係る補助金は、建築費（建築に直接必要としない経費を除く）の30%の範囲とし、200万円を限度として補助しています。自治公民館建設の際には是非ご利用ください。

ペットボルの分別について

Q 清掃センターに持ち込まれるペットボトルが、一般のゴミと分別されていないものがあるので、分別の徹底を指導してもらいたい。

A ごみの分別の徹底については、『ごみの分け方・出し方』のチラシを作成し、毎年3月頃に各家庭へ保健委員を通して配布し、住民の方に分別の徹底をお願いしています。また、広報紙、回覧などでも、適宜、分別の徹底についてお願いしています。特に、昨年の6月からは、さらなる分別の徹底をめざし、収集袋を透明又は半透明の中身が見える袋を使用してもらうようにしました。これにより、収集の際に、分別ができていない

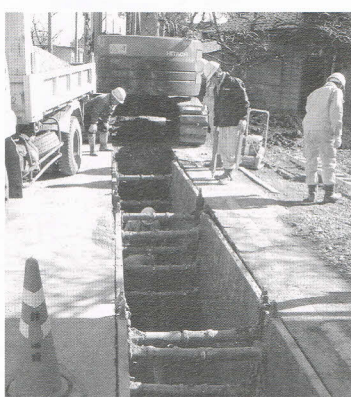
袋は、分別して出すように警告シールを貼り収集せず、そのごみを出した人に對し、分別を徹底してもらうよう表示しています。自治会に加入していないアパートやマンション等の住民に対しては、管理会社や不動産屋を通して、又は、直接、ポストへ『ごみの分け方・出し方』のチラシ等を配布し、分別の徹底をお願いしています。

改革について

Q 公務員は、予算を完全消化することが美徳とされているが、個人の生活では、生活水準を向上させるため、節約、努力して何かを改革していると考えます。地方自治も率先して、予算削減に向け、“しかけ”を考え出すのが町長の役割と考えます。当初の目標を達成し、努力して予算を残した部署を表彰するとか、壬生町のイメージ向上に創造力を発揮し、改革を進めていただきたい。

A 地方公共団体の予算については、義務的経費・任意的経費に区分することができ、義務的経費は、人件費（職員給・議員手当等）・扶助費（高齢者や障害者に対する援助費など）・公債費（町

借入金金の返済金）を指しますが、これらの経費については、その支出が義務づけられており任意に削減できない経費となっています。言い換えますと、意図的には使い切ることのできない経費ともいえます。これに対し、任意的経費については、団体の意思によって削減できる要素もつていますが、その予算は、綿密な積算によって計上しており、不必要な額は計上しておりません。従いまして、使い切るというようなことでなくとも、予算に対する執行率（消化率）は良くなってくるわけです。しかしながら、ご指摘のように現在の厳しい経済情勢を考慮し、徹底したコスト意識をもって行政推進に当たって参りたいと思いますので、ご理解をお願いします。



下水道区域も拡大します

下水道の整備について

Q 私の住んでいる大師町（御里地区）は、下水道が整備されていない。当地区には、区画整理の話があるが、いろんな問題があり、2～3年何の進展もない。当地区は、道路もなく、区画整理するのが最善と思うが、待っていたのではいつになるか分からない。早急に下水道を整備してほしい。

A 大師町（御里地区）の下水道整備要望については、早急に整備を図りたく位置づけしています。当該御里地区は、生活道路幅員が狭隘であり、雨水排水の施設もなく、不便をきたしているとの意見も多数ございます。このような状況の改善を図るため、区画整理組合設立準備委員会が、平成10年に設立され、事業同意の推進を図っているところではありますが、既に同意された皆様の早期事業実施のご意見もございます。従いまして、区画整理事業を導入することにより、下水道はもとより公共施設の一体的な整備を予定しておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いします。

新しい学習指導要領が全面実施

2年間の移行期を経て、新学習指導要領（各学校がカリキュラムを編成する際の基準）に基づく教育が、平成14年4月1日から学校完全週5日制とともに町内小・中学校で全面実施されます。

学校はこんなふうに変わります…

★わかる授業、楽しい学校の実現

- (1) 授業時間が週あたり2単位時間縮減され、土曜日が休みになります。

例) 小学4～6年生の場合：現週29単位時間→新週27単位時間

中学生の場合：現週30単位時間→新週28単位時間

- (2) すべての子どもたちが共通に学ぶべき内容が、社会生活を営む上で必要な基礎的・基本的な内容に厳選（現行の内容と比べ3割程度削減）され、じっくり学習し、確実に身に付けられるようになります。

例) 小学校の算数「文字式」→中学校の学習内容へ移行

中学校の数学「二次方程式の解の公式」→高校の学習内容へ移行

- (3) 子どもたちの理解の状況や習熟の程度・興味・関心などに応じた「個別指導」、友だちと協力しながら学習に取り組む「グループ別学習」、複数の教師等が役割分担しながら授業を行う「チームティーチング」などにより、子どもたち一人一人を大切にしたい個に応じた指導が行われるようになっていきます。



選択社会での道輪づくり体験学習

- (4) 中学校での「選択教科」の種類を拡大し、生徒自身が選択して「課題学習」「補充的な学習」「発展的な学習」等に取り組むことで、学ぶことの楽しさや成就感を味わい学習意欲が持てるようにします。

★自ら学び自ら考える力の育成

- (1) 生涯学習の基礎となる力（自ら学ぼうとする意欲、自分の力で論理的に判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、自ら問題を発見し解決する力等）を育成するため、実感を伴って理解を深めることができる体験的な学習、問題解決的な学習が各教科等の授業に取り入れられます。

例) ●観察・実験や見学・調査

- 自分が取り組んだ内容をまとめ発表する活動
- スピーチ・討論
- 自然体験・ボランティア活動などの社会体験
- ものづくりや生産活動

- (2) 教科の枠を越えて、自分で選んだ課題解決に取り組む「総合的な学習の時間」が、小学校3年生以上で週3時間程度、中学校で2～4時間程度行われます。

- (3) 子どもたちに正義感・倫理観・思いやりの心などの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、「道徳の時間」を核とした道徳教育の一層の充実が図られます。

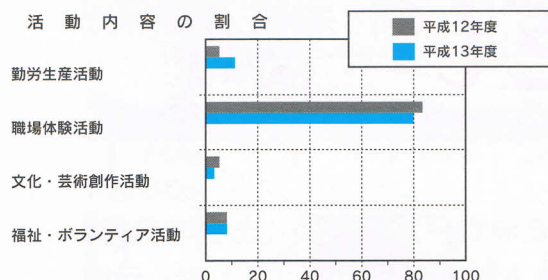
- (4) 国際化・情報化に対応した教育、体育・健康教育の充実が図られます。

地域いきいきふれあい体験 マイ・チャレンジ推進事業2年目を終えて

壬生中学校では、県教育委員会から指定を受けたマイ・チャレンジも2年目となり、本年度は11月に5日間、2年生全員が学校を離れ83カ所の受け入れ先で各種体験活動をさせていただきました。
本年度の活動についてまとめましたので、ご覧ください。

1学期、生徒に体験場所希望調査しこれをもとに生徒の第1希望の体験場所の確保を2年教員が夏季休業中に行いました。この事業の趣旨をご理解頂け、生徒全員の体験場所を見つけることができました。左のグラフがその活動内容の割合です。

確保にあたり、今年度も壬生町マイ・チャレンジ推進協議会の協力を得ました。



よい思い出ができました ◆生徒の活動後の感想から◆

(その1 男子生徒)

僕は、マイ・チャレンジでおもちゃ関係の会社を体験場所を選んだ。よかったなと思うことができた。仕事は思っていたより大変だったところがたくさんありましたが、一緒に活動した友達が頑張っていたので最後までやり遂げることができました。社長さんの話も聞け、バンダイやおもちゃ博物館にも見学ができて行ってもらい良い思い出ができました。仕事の面では親はとても苦労していることがよく分かりました。5日間という短い時間でしたが地域の方々と交流ができてとても良い体験ができました。

(その2 女子生徒)

5日間の中で一番心に残っている事は、ホームヘルパーの仕事です。車椅子の使い方などヘルパーの方から話を聞いていきましたが、



自動車整備の体験活動

受入先や保護者の声

方々からの声

体験活動を受け入れていただいた方々や本校2年の保護者のご意見を紹介します。

◆受け入れ先(指導ボランティア)の方々◆

- ・期間が長くてよい。いろいろ教えることができた。
- ・期間をもう少し短くして、いろいろな職種を経験させたらどうか。
- ・教育に社会も協力しなければならぬと思っている。大いにやってほしい。
- ・来年も協力したいので、実施時期を早めに教えてほしい。
- ・指導することで教えられることも多かった。
- ・将来に役立つしてくれることを望んでいる。
- ・グループでの活動は善し悪しである。

- ・あいさつがよくできていた。
- ・仲間同士の信頼関係がさらに強まったようだ。

- ◆保護者◆
- ・良い体験場所を与えていただき、本人も自信が持てたと思う。将来の進路や生き方に役立つ体験であったと思う。
- ・授業では得られない何かを得たと思う。お世話になった方々や先生に感謝致します。
- ・体で感じ体験することで社会に対する物の見方も変わってきたと思う。仕事をするこの喜びを充分味わったようです。
- ・進路を選択するうえで参考になった。自分自身の可能性を知る良い機会だったと思います。

地域の方々に 感謝申し上げます

最後にありがとうございましたが、2年間壬生中学校のマイ・チャレンジが事故等もなく終了できたのもこの事業の推進にご尽力頂いた多くの方々の温かいご指導、ご助力のおかげです。

また、生徒たちのために体験活動の機会を与えてくださいました受入先である指導ボランティアの皆様や地域の方々に心から感謝申し上げます。

これからも、この事業が継続実施されることになりました。今後とも地域の皆様からのご協力とご指導、ご助言をいただければ幸いです。

まちのわだい



助谷ふれあい市直売所 新築工事はじまる



地鎮祭のようす

助谷ふれあい市直売所の新築工事に伴う、地鎮祭が去る12月27日に建設現場において、執り行われました。

今までの直売所が県道の拡幅により移転することとなり、新たに西側に移動し、新築することになったからです。

直売所の建設中は、近くのガラスハウスの前の仮設テントで毎週土曜日に野菜の直売をしておりますので、ご利用ください。

平成13年度の栃木県農業士・女性農業士・名誉農業士認定式が、1月8日栃木県公館で行われ、下稲葉の鯉沼玲子さんが本町では初めての女性農業士に認定されました。

県では、農業経営に参画し農村



認定を受けた鯉沼玲子さん

下稲葉の鯉沼玲子さん 本町初の女性農業士に

女性の社会参加等に豊富な知識があり、女性組織の育成指導など、農業・農村男女共同参画ビジョンの推進を図れる優れた女性農業者を女性農業士に認定しています。

鯉沼さんは結婚後、積極的に農業経営に参画し、現在は、経営主として、水稻をはじめ、野菜、花苗等を栽培しています。

また、農村生活研究グループ花弁生産部会長として活動しているほか、地域社会活動にも積極的に参加、地域農業者の信頼も厚く、農業振興のリーダーとして今後の活躍が期待されています。

お年寄りと自分達の施設は 自分達で守る 栃の木会で総合訓練



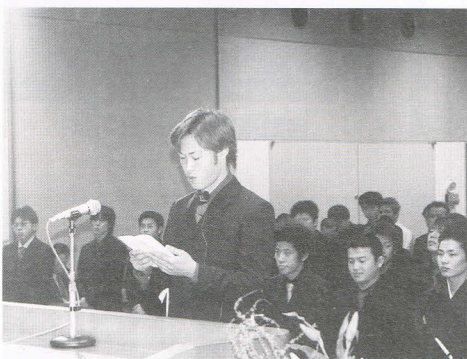
統裁者に各係より任務終了を報告する

入居者が安心して生活できるようにと、このほど栃の木会の3施設（しもつけ荘、みなと荘、うらら）では、石橋地区消防組合安塚分遣所の協力のもと、自衛消防隊総合訓練を実施しました。

各施設とも隊長・副隊長以下、通報連絡、消火、救護、警戒搬出、避難誘導の係に別れ、地震にともない、しもつけ荘で火災が発生したという想定で、通報や消火、救護など係の任務を遂行しました。

各係とも任務終了を統括責任者に報告するまで、平均2分20秒かかり、迅速に行動がなされました。

今年は2会場で 634人が大人の仲間入り



謝辞を述べる新成人代表（壬生中央公民館で）

第53回成人式が1月13日に行われました。今年のは出身中学別に壬生中央公民館中ホールと南犬飼中学校体育館の2カ所に会場を分散しました。

各10名の中学校出身者による、成人式運営委員会が式典を進行し、中学時代の恩師などを招き、“同窓会”の色合いを強めました。

式典後のアトラクションでは、壬生中では、成人の主張やデザインーランドバスポート券などが当たる抽選会が、南犬中では、恩師作製による中学生当時のビデオ上映やビンゴゲームが行われました。



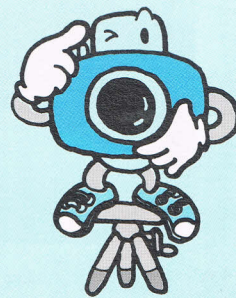
アイデアを生かした「宝船」と戸崎さん

長生きの秘訣は「宝船」

旭町 戸崎ミツさん

今年4月で86歳になる戸崎ミツさんは、少し耳が遠いものの、眼鏡なしで新聞や細かい文字が読め、指先がとても器用です。
この器用さで、一昨年10月頃から折り紙の宝船を作り始めました。
初めは市販のキットで、ツルやフクロウなどを作っていました。次に宝船を作り始めましたが、豪華だけれども何か物足りなさを感じ、近所の人に相談したところ、その人が七福神の人形を買ってきてくれたとい

うことです。それをもとに、宝船に七福神、花、米俵に見立てた手作りの小物、折り紙の余ったところで作った金の茶壺を飾りました。
折り紙は、普通の1枚から長方形の形を4枚切り分けます。ですからこの宝船一艘作るのに、普通の折り紙を200枚使うと言ったことです。娘さんたちが折り紙を買ってきてくれるので、呆け防止にと作り続けてみたところ、近所の人や親戚に大変評判で、1年間で50艘ほど作ったそうです。
今では「縁起物」と人に頼まれては宝船を作っているのです、他の物を作る余裕がないそうです。
毎日1ページずつ日記を付け、みんなに喜ばれる「宝船」を作っていることが、戸崎さんの長生きの秘訣ではないでしょうか。



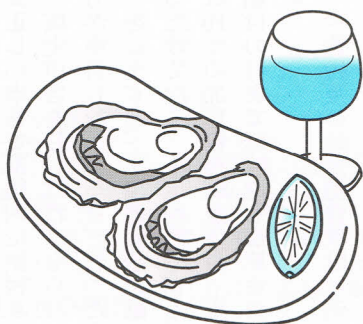
みんなの
広場

皆さんのご応募を
お待ちしております!

同世代時記

冷たさをもて滑らかに
酔牡蠣かな 松根東洋城
こんな句を読んだだけで、
生つばが出てきそうですね。
英語でRのつく月がおいしい
とされる牡蠣ですが、なかでも
厳寒期の一、二月は旬。和
洋、中と、さまざまな料理
に合いますが、牡蠣のおい
しさを堪能できるのは、や
はり生食でしょう。生の魚
介類はあまり食べない欧米
でも、牡蠣だけは別格のよ
うです。
端正な殻をもつハマグリ
などと同じ二枚貝ですが、牡
蠣の外見はゴツゴツと不格好
で、これといって決まった形
をしていません。岩肌などに
はりついていて動けないので、
殻のふたを開け、繊毛を動か
して海水を取り込み、その中
のプランクトンを食べます。
牡蠣の肉質の独特な柔らか
さも、運動をしないためだろ
うと言われています。また、
牡蠣は「海の牛乳」と言われ

牡蠣



るほど栄養価が高く、病人食としても使われています。
松島の 松に雪ふり
牡蠣育つ 山口青邨
現在、日本の牡蠣は、ほと
んどがマガキと呼ばれる養殖
もので、主な産地は広島、松
島湾、伊勢湾など。養殖の方
法に違いはありますが、波が
穏やかでえさとなるプランク
トンが豊富な場所というのが
共通しています。マガキ
は春になると、産卵に備
え生殖巣が発達するため
味が落ちてきます。
牡蠣は、産卵後しばらく
は海中を泳ぎ回ってい
ますが、やがて棒杭や岩
礁に付着し、そこに着い
たまま、一生を終えます。

昨年より増加 鍵の掛け忘れ 年末の防犯診断

町防犯組合員、消防団員、栃木警察署、町執行部等約149名が年末の12月19日、町内の防犯診断を行いました。

4地区に分かれた町内を、1件1件、自動車やオートバイ、自転車等の乗り物を中心に、ドアロックやキー付き、施錠等をチェックしました。

診断結果は、表のとおりです。全体的に昨年より、鍵の掛け忘れ等が増加しています。

キーを付けたままや、施錠してないものは、盗難や犯罪に使われる可能性があります。車から離れるときは必ず鍵をかけるようにしましょう。



鍵の掛け忘れをチェック
(南大飼地区防犯組合)

平成13年度 防犯診断実施結果

	自動車			自転車			オートバイ	
	実施台数	ドアロックなし	キー付き	実施台数	施錠せず	ガキなし	実施台数	キー付き
壬生地区	1,092	129	18	402	279	61	18	4
稲葉地区	1,106	204	100	499	254	78	168	47
南大飼地区	969	121	30	395	134	47	76	9
おもちゃのまち	961	72	5	359	56	30	32	1
合計	4,128	526	153	1,655	723	216	294	61
%		12.7	3.7		43.7	13.1		20.7

◎平成12年度 結果

全体	4,162	435	177	1,699	631	169	367	67
%		10.5	4.3		37.1	9.9		18.3



個人事業者の方の平成13年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、平成14年4月1日(月)までとなっています。期限間近になりますと大変混雑しますので、できるだけ早めにお済ませください。

個人事業者の消費税 及び地方消費税の 確定申告と納税は 正しくお早めに！

情

報

箱

《確定申告が必要な方》

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方は、次に該当する方(課税事業者)です。

1 平成11年中(基準期間)の課税売上高が3千万円を超える事業者

2 平成11年中の課税売上高が3千万円以下の事業者で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

《消費税及び地方消費税の確定申告書は2種類》

消費税及び地方消費税の確定申告書には「簡易課税用」と「一般用」の2種類があります。

1 平成11年中の課税売上高が2億円以下の課税事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「簡易課税用」を提出してください。

2 平成11年中の課税売上高が2億円を超える課税事業者又は簡易課税制度を選択していない課税事業者の方は、「一般用」を提出してください。

なお、どちらの場合も申告書の付表を併せて提出していただくこ

ととなります。

《正しい申告で期限内に納税を》

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が賦課され、更に納付の日まで延滞税も加算されます。

消費税及び地方消費税は、消費者の皆様からの預り金的性格を有する税ですから、必ず期限内に正しい申告と納税をお願いします。

《振替納税の利用を》

個人事業者の消費税及び地方消費税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用されると納税のための手数が少なくなり、また、うっかり納期限を忘れ滞納となってしまうこともなくなり大変便利です。

新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関又は税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、所得税について既に振替納税を利用されている方で、消費税及び地方消費税についても利用される場合には、同様の手続きが必要となります。

詳しくは最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

伊藤 芳さんら 4名表彰される

― 栃木県統計大会で ―



左から押久保さん、安生さん、三橋さん、伊藤さん

今年で39回目を迎えた栃木県統計大会が11月29日栃木県総合文化センターで開催され、その席上、本町から次の方々が表彰されました。

● 栃木県知事表彰 (統計調査員) (敬称略)

・ 伊藤 芳 (上 町)

・ 安生佳子 (安塚中央)

・ 三橋博子 (安塚南部)

● 栃木県統計協会名誉会長表彰

(統計調査員)

・ 押久保美子 (幸町一丁目)

新春のみぶ路を歩こう

「歩くことは健康への第一歩です。」と言うわけで、1月28日北風の吹く中、町と町保健委員会主催の「新春を歩こう」が開催されました。

この催しに約80人が参加し、準備運動の後、保健福祉センターをスタート、1万歩を目指し壬生総合公園までのコースを往復しました。



寄付

◆ 社会福祉協議会へ

(○数字は寄付回数)

ボランティアグループ虹の会様⑦

1万円

第28回獨協祭実行委員会様①

30万円

高間信義様①

1万円

伏木美佐恵様②

5万円

住宅のバリアフリー化 を推進します



段差のない部屋の入口

高齢になると、室内や廊下の段差につまずいてけがをするのではないが、手すりのない風呂やトイレで苦勞するのではないかなどの住まいに関する不安が生じてきます。ここでは、住宅のバリアフリー化を進めるための取組みや工夫を紹介します。

住宅のバリアフリー化 の必要性

急速な高齢化

我が国では、欧米諸国の2～4倍と、世界でも例を見ない速度で高齢化が進展しています。2015年には国民の四人に一人が高齢者となり、本格的な高齢社会に入ると見込まれています。

また、世帯構造でも、全世帯の4割が高齢者を含む世帯となるとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が大幅に増加し、全世帯の2割に達すると見込まれています。

バリアフリー化の遅れ

高齢者の居住の状況は、9割が在宅であるにも関わらず、

・ 手すりの設置

・ 段差の解消

・ 車椅子の通れる広い廊下幅の確保といった基本的なバリアフリー化がなされた住宅は、全住宅の約3%しかなく、住宅のバリアフリー化は遅れている状況にあります。

平成10年の統計によると、住宅に関わる高齢者の事故死は、約4,400人で、これは高齢者の交通事故死の人数に匹敵するほどとなっており、住宅のバリアフリー化は重要な課題となっています。

住宅のバリアフリー化 を進めるために

持家のバリアフリー化

高齢者自身が、持家をバリアフリーリフォームする場合、生存時のローンの返済を軽くする住宅金融公庫の特別な融資制度(高齢者向け返済特例制度)があります。

この制度を利用すれば、生存時は利子のみを返済し、死亡時に住宅資産などを活用して、元金を一括償還することができます。また、この融資に係る債務については、高齢者居住支援センターによる債務保証を受けることとなります。

賃貸住宅のバリアフリー化

バリアフリー化された高齢者向けの優良賃貸住宅(高齢者向け優良賃貸住宅)を建設したり、既存の住宅を高齢者向け優良賃貸住宅とするためにバリアフリーリフォームする場合に、国や地方公共団体から補助金や税制上の優遇措置を受けることができます。

また、賃貸人が低所得の高齢者世帯に対して家賃の減額を行った場合には、その費用についても補助を受けることができます。

問い合わせ先

栃木県土木部住宅課

☎ 028-623-2482

第6回 生涯学習館 フェスティバル

開催日 3月10日(日)

午前9時～午後4時

講演 (講堂/午後1時30分)

「車椅子からの出発」

エッセイスト

鈴木ひとみさん

ミス・インターナショナル準日本代表の栄冠に輝き、ファッションモデルとして、順風満帆の日々

をおくっていたが、一瞬の交通事故はすべてを奪った。体の自由を失い想像もしなかった奈落に突然突き落とされながら、2年間の入院生活を経てどのように立ち直っていったのかありのままを語ってくれます。



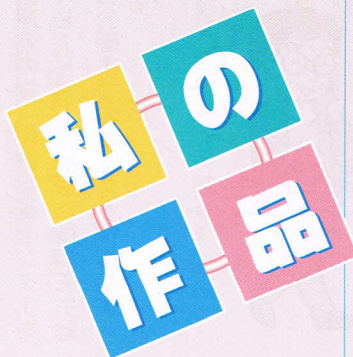
その他催し物

■ステージ部門発表・作品展
示・お茶席・学習館活動状況
展示・模擬店



安塚小 6年 鈴木 健史

六年 鈴木 健史
る星 夜心



安塚小 6年 斎藤 真里恵



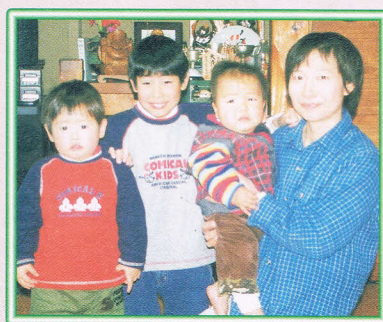
「親子の鳥」

すこやかベビー。ご家族紹介

町では、第3子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。

※支援金の受給要件、申請方法等は、町福祉課児童福祉係

(☎81-1831)へ



石川 大貴ちゃんご家族 (西部)



青木 てつひろ 徹大ちゃんご兄弟 (いずみ)



蒔田 わか菜ちゃんご兄弟 (安塚三)



佐藤 こうすけ 洸介ちゃんご兄弟 (北小林)

3月の納税等

●国民年金 (3月分)

納期限 3月29日

まちのうごき 2月1日現在

総人口 39,996人 (17)
男 19,566人 (18)
女 20,430人 (Δ1)
世帯数 13,044世帯 (11)
()内は前月比